

千葉県一時生活支援事業業務委託仕様書

1 委託業務

(1) 事業の内容

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、併せて関係機関と連携して自立のために必要な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する。

【支援の流れ】

①利用者の受付

自立相談支援機関と連携して、施設利用の受付、利用者氏名等の記録、施設利用に係る留意事項の説明等を行う。

②支援の提供

以下の支援を実施する。

- ・ 居室の提供
- ・ 必要に応じた食事及び日用品等の提供
- ・ 退所後に向けた居住支援

※ 本事業に当たっては、厚生労働省が示す「一時生活支援事業の手引き」を参考に実施すること。

(2) 開設期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 施設の開設場所

事業の実施に当たっては、下記3において主たる対象とする圏域及び自立相談支援機関との近接性などを勘案し、当該自立相談支援機関が所在する市町村に設置すること。

(4) 開設居室数

単身世帯用2室を下限として開設する。

なお、各居室は以下の設備を有するものとする。

- ・ 浴室又はシャワー室
- ・ トイレ・洗面所

2 支援の対象となる者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（１）又は（２）に該当する者を対象とする。

（１）次のア、イいずれにも該当する者

ア 収入要件

申請日の属する月における申請者（事業の利用を申請した者。以下、同じ。）及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第６条第１号で規定する「基準額」と「住宅扶助基準に基づく額」との合算額以下であること。

イ 資産要件

申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額の６倍以下であること。

（２）生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、千葉県健康福祉部健康福祉指導課が本事業による支援が必要であると認める者であること。

3 主たる対象とする圏域 ※北部圏域と南部圏域各１事業者募集する

北部圏域

（１）印旛圏域

酒々井町、栄町

（２）香取圏域

神崎町、多古町、東庄町

（３）山武圏域

九十九里町、芝山町、横芝光町

南部圏域

（１）長生圏域

一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

(2) 夷隅圏域

大多喜町、御宿町

(3) 安房圏域

鋸南町

4 人員配置

利用者の受付や食事等の提供、退所後の居住支援等に従事する支援員を1名以上及び本事業の責任者を置くこと（兼務可）。

5 事業実施における前提条件

(1) 受託者は、事業の実施に当たり、対象者から相談料や施設利用料を徴収してはならない。

(2) 利用者が使用する施設や、机・椅子及びパソコン等事業の実施に必要な設備は受託者の責任で準備すること。

(3) ホームページやチラシの配布等により事業の周知に努めること。

6 記録及び台帳等の管理

(1) 事業を実施するに当たり、「(第1号様式)千葉県一時生活支援事業業務委託実施計画書」により、あらかじめ実施計画を定めること。

(2) 実施計画に基づく業務の実施状況について、翌月10日までに「(第2号様式)千葉県一時生活支援事業業務委託実施状況報告書」により提出すること。

(3) 作成した計画書及び実施状況等は、当該支援事業を終了した日から5年間は、これを適切に管理すること。

(4) 職員、設備、備品及び会計等その他の業務に必要な書類や台帳についても、当該支援事業を終了した日から5年間は、これを適切に管理すること。

(5) 年度を超える支援が生じた場合で、年度により受託者が異なるときは、次年度の受託者に適切な引継ぎを行うこと。

7 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者である本県と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本事業の円滑な実施のため、実施圏域の福祉事務所及び自立相談支援機関との連携を密にするとともに意向等に配慮すること。
- (3) 職員が他の事業と兼務する場合は、本事業にかかる経費のみを明確に分けて、積算の根拠が分かるよう整理すること。
- (4) 本業務により得られたデータ及び記録は、本県に帰属するものとし、本県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (5) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 本業務の遂行に当たっては、知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本県から提供された資料は、第三者に提供したり目的以外に使用したりしないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (8) 事業の実施に当たっては、訓練や移動中の事故に備え保険に加入するなど、利用者の安全対策に配慮すること。また、トラブルの防止にも注意すること。
- (9) 本業務の遂行に当たって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、県に報告すること。
受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に県に報告し、対応を協議すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定する。